

○ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令 新旧対照表

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十八年厚生労働省令第七十一号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第十八条の二 第二十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第二十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第十八条の二 第二十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第二十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>

3 一・二
(略) (略)

3 一・二
(略) (略)

二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第二百二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百八条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）<u>第一条第四号</u>に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p>	<p>第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百八条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下この号において「区分省令」という。）<u>第二条第三号</u>に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p>